

令和3年度決算に基づく

健全化判断比率審査

意見書

資金不足比率審査

千葉県監査委員

監査調第111号

令和4年9月8日

千葉県知事 熊谷俊人様

千葉県監査委員 小倉 明

千葉県監査委員 川口 明浩

千葉県監査委員 江野澤 吉克

千葉県監査委員 鈴木 衛

令和3年度決算に基づく健全化判断比率審査及び資金不足比率審査
意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和4年8月19日付け財第150号をもって審査に付された令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、次のとおり意見書を提出します。

本報告は、千葉県監査委員監査基準（令和2年千葉県監査委員告示第1号）に準拠したものである。

健全化判断比率审查意见书

令和3年度決算に基づく健全化判断比率審査意見書

第1 審査の対象

令和3年度の千葉県一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算に基づく、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）とこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を対象に審査を実施した。

第2 審査の着眼点と実施内容

健全化判断比率審査に当たっては、

- 1 法令等に照らし健全化判断比率の算出過程に誤りはないか。
- 2 法令等に基づき適切な算定要素が健全化判断比率の算定に用いられているか。
- 3 公正な判断のもと健全化判断比率の算定の基礎となった書類等が適正に作成されているか。

などを主眼に、知事から提出された算定の基礎となる事項を記載した書類について、決算書等関係資料を照合精査するとともに関係当局の説明を聴取し、慎重に審査を実施した。

第3 審査の結果

審査に付された下記健全化判断比率については適正に算定されており、また、その算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されているものと認められた。

記

健全化判断比率	令和3年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	— %	3.75 %	5.00 %
連結実質赤字比率	— %	8.75 %	15.00 %
実質公債費比率	8.1 %	25.0 %	35.0 %
将来負担比率	114.5 %	400.0 %	

健全化判断比率はいずれも早期健全化基準を下回っている。

健全化判断比率の算定根拠

1 実質赤字比率（参考資料（参考1）参照）

一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率（一般会計等の赤字の程度を示す指標）

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額（△38,189,224千円）}}{\text{標準財政規模（1,144,727,928千円）}} \text{（—％）}$$

※1 標準財政規模：地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額である。

※2 実質赤字額が負の値（実質収支が黒字）であるため、実質赤字比率は算定されない。

2 連結実質赤字比率（参考資料（参考1）参照）

公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率（公営企業会計を含む県の全会計を対象とした県全体の赤字の程度を示す指標）

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額（△234,254,355千円）}}{\text{標準財政規模（1,144,727,928千円）}} \text{（—％）}$$

※ 連結実質赤字額が負の値（連結実質収支が黒字）であるため、連結実質赤字比率は算定されない。

3 実質公債費比率（参考資料（参考2）参照）

一般会計等が負担する元利償還金などの標準財政規模を基本とした額に対する比率（一般会計等が負担する公債費だけでなく、公営企業債の償還金への繰出金も含めた実質的な公債費等がどの程度の財政負担となっているかを示す指標）

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{一般会計等が負担する元利償還金など（73,560,162千円）}}{\text{標準財政規模を基本とした額（1,005,705,243千円）}} \text{（7.31429％）}$$

※1 実質公債費比率は、3か年平均で算定される。上表では、令和3年度の比率7.31429%が算定され、令和2年度の比率8.33894%と、令和元年度の比率8.66103%との3か年平均8.1%が算定される。

※2 分子の「一般会計等が負担する元利償還金など」の内訳は、
（地方債の元利償還金(74,356,178千円(特定財源10,143,803千円を控除済み)) + 準元利償還金(138,226,669千円)) - 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額(139,022,685千円)

※3 分母の「標準財政規模を基本とした額」の内訳は、
標準財政規模(1,144,727,928千円) - 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額(139,022,685千円)

4 将来負担比率（参考資料（参考3，4）参照）

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率（将来の財政を圧迫する程度を示す指標）

将来負担比率	=	一般会計等が将来負担すべき実質的な負債（1,151,690,069 千円）
（114.5%）		標準財政規模を基本とした額（1,005,705,243 千円）

- ※1 分子の「一般会計等が将来負担すべき実質的な負債」の内訳は、
将来負担額(4,179,319,932 千円)－充当可能基金額(1,021,897,106 千円)－特定財
源見込額(51,277,105 千円)－地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額
(1,954,455,652 千円)
- ※2 分母の「標準財政規模を基本とした額」の内訳は、
標準財政規模(1,144,727,928 千円)－元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需
要額算入額(139,022,685 千円)

資 金 不 足 比 率 審 查 意 見 書

令和3年度決算に基づく資金不足比率審査意見書

第1 審査の対象

令和3年度の千葉県各公営企業会計の決算に基づく資金不足比率とこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を対象に審査を実施した。

第2 審査の着眼点と実施内容

資金不足比率審査に当たっては、

- 1 法令等に照らし資金不足比率の算出過程に誤りはないか。
- 2 法令等に基づき適切な算定要素が資金不足比率の算定に用いられているか。
- 3 公正な判断のもと資金不足比率の算定の基礎となった書類等が適正に作成されているか。

などを主眼に、知事から提出された算定の基礎となる事項を記載した書類について、決算書等関係資料を照合精査するとともに関係当局の説明を聴取し、慎重に審査を実施した。

第3 審査の結果

審査に付された下記資金不足比率については適正に算定されており、また、その算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されているものと認められた。

記

会計名	令和3年度	経営健全化基準
千葉県特別会計 港湾整備事業	— %	20.0 %
千葉県特別会計 工業団地整備事業	— %	20.0 %
千葉県特別会計 土地区画整理事業	— %	20.0 %
千葉県特別会計 上水道事業会計	— %	20.0 %
千葉県特別会計 工業用水道事業会計	— %	20.0 %
千葉県特別会計 造成土地管理事業会計	— %	20.0 %
千葉県特別会計 病院事業会計	— %	20.0 %
千葉県特別会計 流域下水道事業会計	— %	20.0 %

資金不足比率の算定根拠

資金不足比率は、公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率

資金不足比率＝	資金の不足額
	事業の規模

- ※1 事業の規模（法適用企業）＝営業収益の額－受託工事収益の額
- ※2 事業の規模（法非適用企業）＝営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額
- ※3 宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模については、資本に相当する額及び負債に相当する額の合計額である。
- ※4 全ての会計で資金不足額がないため、資金不足比率は算定されない。
- ※5 資金不足比率の状況は、参考資料（参考5）に掲載。

1 港湾整備事業	資金の剰余額（ 2,534,792 千円）
資金不足比率＝ （ — ％）	事業の規模（ 826,523 千円）
2 工業団地整備事業	資金の剰余額（ 5,608,663 千円）
資金不足比率＝ （ — ％）	事業の規模（ 5,608,663 千円）
3 土地区画整理事業	資金の剰余額（ 0 千円）
資金不足比率＝ （ — ％）	事業の規模（ 41,829,482 千円）
4 上水道事業会計	資金の剰余額（ 35,738,042 千円）
資金不足比率＝ （ — ％）	事業の規模（ 62,421,433 千円）
5 工業用水道事業会計	資金の剰余額（ 34,418,515 千円）
資金不足比率＝ （ — ％）	事業の規模（ 10,505,032 千円）
6 造成土地管理事業会計	資金の剰余額（ 92,458,502 千円）
資金不足比率＝ （ — ％）	事業の規模（ 630,172,339 千円）
7 病院事業会計	資金の剰余額（ 2,816,459 千円）
資金不足比率＝ （ — ％）	事業の規模（ 36,873,148 千円）
8 流域下水道事業会計	資金の剰余額（ 4,878,611 千円）
資金不足比率＝ （ — ％）	事業の規模（ 19,077,648 千円）

参 考 资 料

(健全化判断比率等関連)

1 健全化判断比率について

(1) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況

(単位:千円)

会 計 名		実質収支額		
		令和3年度	令和2年度	差引
一 般 会 計 等	一 般 会 計	28,175,083	40,007,265	△ 11,832,182
	一般会計等に属する特別会計			
	財政調整基金	0	0	0
	県債管理事業	0	0	0
	地方消費税清算	8,476,622	14,488,787	△ 6,012,165
	自動車税証紙	248,575	273,320	△ 24,745
	市町村振興資金	0	0	0
	母子父子寡婦福祉資金	0	27	△ 27
	心身障害者扶養年金事業	49	100	△ 51
	日本コンベンションセンター国際展示場事業	1,115,432	903,144	212,288
	小規模企業者等設備導入資金	129,967	200,071	△ 70,104
	就農支援資金	3,124	1,577	1,547
	営林事業	38,399	7,086	31,313
	林業・木材産業改善資金	3	21	△ 18
沿岸漁業改善資金	10	15	△ 5	
奨学資金	1,960	2,207	△ 247	
小 計	38,189,224	55,883,620	△ 17,694,396	
標準財政規模	1,144,727,928	1,080,552,064	64,175,864	
実質赤字比率(%)		△ 3.33	△ 5.17	1.84

※実質収支が黒字である場合、「実質赤字比率(%)」は負の値で表示される。

(単位:千円)

会 計 名		実質収支額		
		令和3年度	令和2年度	差引
の る ち の 一 会 特 公 特 般 計 別 営 別 会 計 業 計 等 以 外 に の 以 外 係 う 外	国民健康保険事業	17,611,547	22,631,444	△ 5,019,897

(単位:千円)

会 計 名		資金不足・剰余額			
		令和3年度	令和2年度	差引	
地 方 公 営 企 業 法 適 用 企 業	以 外 成 宅 事 業 地 造 業	上水道事業会計	35,738,042	32,148,610	3,589,432
		工業用水道事業会計	34,418,515	32,237,132	2,181,383
		病院事業会計	2,816,459	1,488,721	1,327,738
		流域下水道事業会計	4,878,611	2,609,059	2,269,552
地 方 公 営 企 業 法 適 用 企 業	以 外 成 宅 事 業 地 造 業	造成土地管理事業会計	92,458,502	89,376,759	3,081,743
		港湾整備事業	2,534,792	2,057,585	477,207
		工業団地整備事業	5,608,663	5,608,739	△ 76
		土地区画整理事業	0	0	0
合 計		234,254,355	244,041,669	△ 9,787,314	
標準財政規模		1,144,727,928	1,080,552,064	64,175,864	
連結実質赤字比率(%)		△ 20.46	△ 22.58	2.12	

※連結実質収支が黒字である場合、「連結実質赤字比率(%)」は負の値で表示される。

(2) 実質公債費比率の状況

(単位:千円)

構成要素	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	R3年度とR2年度の差
分子 ①=②+③-④	73,560,162	78,574,327	80,034,706	82,358,279	△ 5,014,165
地方債の元利償還金 ②	74,356,178	74,086,090	72,871,583	71,455,458	270,088
準元利償還金 ③	138,226,669	142,782,475	146,546,254	150,218,573	△ 4,555,806
満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金相当額	131,838,452	135,410,397	139,773,448	142,988,478	△ 3,571,945
公営企業債の償還財源に充当した一般会計等からの繰入金	3,896,886	4,431,441	3,866,223	4,236,981	△ 534,555
上水道事業	48,838	104,428	120,962	105,518	△ 55,590
病院事業	1,651,973	2,205,558	1,864,512	2,180,997	△ 553,585
流域下水道事業	2,185,465	2,104,882	1,843,297	1,903,733	80,583
土地区画整理事業	10,610	16,573	37,452	46,733	△ 5,963
組合等が起こした地方債の償還財源に充当した負担金・補助金	0	0	0	7,923	0
公債費に準ずる債務負担行為に基づく支出	2,491,037	2,939,501	2,902,537	2,983,317	△ 448,464
PFI事業に係るもの	333,879	332,547	325,250	433,786	1,332
国営土地改良事業並びに(独)森林総合研究所及び(独)水資源機構の行う事業に対する負担金	1,767,542	2,175,943	2,433,121	2,446,335	△ 408,401
地方公務員等共済組合が建設した職員住宅等の賃借料	0	0	10,906	10,887	0
利子補給に係るもの	389,616	431,011	133,260	92,309	△ 41,395
一時借入金の利子	294	1,136	4,046	1,874	△ 842
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 ④	139,022,685	138,294,238	139,383,131	139,315,752	728,447
分母 ⑤=⑥-⑦	1,005,705,243	942,257,826	924,078,228	914,498,156	63,447,417
標準財政規模 ⑥	1,144,727,928	1,080,552,064	1,063,461,359	1,053,813,908	64,175,864
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 ⑦	139,022,685	138,294,238	139,383,131	139,315,752	728,447
実質公債費比率 ①/⑤	7.31429%	8.33894%	8.66103%	9.00584%	

令和3年度数値(令和元年度～令和3年度平均)	8.1%
令和2年度数値(平成30年度～令和2年度平均)	8.6%

(3) 将来負担比率の状況

(単位:千円)

構成要素	令和3年度	令和2年度	差引	備考
分子 ①=②-(⑪+⑫+⑬)	1,151,690,069	1,277,999,198	△ 126,309,129	
将来負担額 ②=③+④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨+⑩	4,179,319,932	4,072,836,461	106,483,471	
一般会計等の年度末地方債現在高 ③	3,770,507,384	3,657,653,277	112,854,107	
臨時財政対策債	1,961,119,057	1,856,380,198	104,738,859	
建設地方債等	1,809,388,327	1,801,273,079	8,115,248	
債務負担行為に基づく支出予定額 ④	21,279,709	21,045,960	233,749	県が債務を負担する行為につき、その行為の内容として定めたもの
PFI事業に係るもの	8,013,723	9,141,888	△ 1,128,165	県警本部新庁舎建設等事業
国営土地改良事業に係るもの	8,735,514	5,670,390	3,065,124	国営両総用水事業 ほか
森林総合研究所等が行う事業に係るもの	2,434,797	3,137,122	△ 702,325	安房南部地区農用地総合整備事業 ほか
依頼土地の買戻しに係るもの	2,095,675	3,096,560	△ 1,000,885	土地開発公社への取得依頼土地の買戻しに要する経費
公営企業債の元金償還に充当する一般会計等からの負担等見込額 ⑤	55,538,111	54,834,683	703,428	地方債の償還に係る一般会計等からの繰入金
上水道事業	969,925	1,096,873	△ 126,948	
病院事業	28,797,923	27,772,274	1,025,649	
流域下水道事業	25,770,263	25,965,536	△ 195,273	
組合等が起こした地方債の元金償還に充当する県からの負担等見込額 ⑥	0	0	0	一部事務組合が発行した地方債の償還に係る県の将来負担見込額
退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額) ⑦	324,087,249	331,191,572	△ 7,104,323	年度末に全職員が自己都合退職したと仮定した場合の退職手当の支給予定額
設立法人の負債等に係る一般会計等の負担見込額 ⑧	7,907,479	8,110,969	△ 203,490	公社、第三セクター等の負債等に係る一般会計等の将来負担額
千葉県道路公社	2,137,517	1,530,709	606,808	
千葉県土地開発公社	0	0	0	
千葉県信用保証協会	5,735,962	6,247,260	△ 511,298	損失補償実行率0.1%(県制度融資)
(公財)千葉県産業振興センター	0	0	0	設備貸与事業
千葉県漁業協同組合連合会	34,000	333,000	△ 299,000	県漁連への短期貸付金(340,000千円)の10%を算入

構成要素		令和3年度	令和2年度	差引	備考
	連結実質赤字額 ⑨	0	0	0	
	組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額 ⑩	0	0	0	
	充当可能基金額 ⑪	1,021,897,106	789,661,503	232,235,603	地方債の償還額等に充当可能な基金の残高
	財政調整基金	91,292,453	54,091,397	37,201,056	
	県債管理基金	733,939,356	607,165,694	126,773,662	
	社会資本整備等推進基金	31,908,963	31,907,700	1,263	
	災害復興・地域再生基金	42,446,088	12,874,637	29,571,451	
	県有施設長寿命化等推進基金	108,576,145	68,574,775	40,001,370	
	地域医療介護総合確保基金	3,441,301	3,677,920	△ 236,619	
	社会福祉・医療施設整備等推進基金	2,153,962	2,489,833	△ 335,871	
	安心こども基金	11,361	9,448	1,913	
	心身障害者扶養年金基金	26,830	26,829	1	
	地域環境保全基金	183,077	191,310	△ 8,233	
	中山間地域農村活性化基金	378,461	382,311	△ 3,850	
	森林整備担い手対策及び市町村支援等推進基金	721,880	706,406	15,474	
	警察本部庁舎等建設基金	5,730,969	6,476,983	△ 746,014	
	土地開発基金	400,000	400,000	0	
	美術品等取得基金	686,260	686,260	0	
	特定財源見込額 ⑫	51,277,105	64,432,297	△ 13,155,192	地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入見込額
	地方債を財源とする貸付金の償還金	37,019,329	43,500,215	△ 6,480,886	常磐新線建設資金返納 ほか
	公営住宅使用料等	12,326,600	18,996,391	△ 6,669,791	
	土地開発公社に対する貸付金の償還金	1,930,000	1,930,000	0	
	臨時地方道整備事業債等に係る千葉市負担金	1,176	5,691	△ 4,515	臨時地方道整備事業債
	地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額 ⑬	1,954,455,652	1,940,743,463	13,712,189	今後、地方交付税の算定上、基準財政需要額に算入される見込みの元利償還金等
	分母 ⑭=⑮-⑯	1,005,705,243	942,257,826	63,447,417	
	標準財政規模 ⑮	1,144,727,928	1,080,552,064	64,175,864	
	元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 ⑯	139,022,685	138,294,238	728,447	
	将来負担比率 ⑰/⑭	114.5%	135.6%	21.1	

(4) 標準財政規模の状況

普通交付税、標準税収入額等の経常的な一般財源の規模。

(単位:千円)

区 分	令和3年度	令和2年度	令和元年度
標準税収入額等	715,008,773	804,588,740	786,777,697
普通交付税	253,162,772	185,982,122	176,978,042
臨時財政対策債発行可能額	176,556,383	89,981,202	99,705,620
合 計	1,144,727,928	1,080,552,064	1,063,461,359

標準税収入額等: 地方譲与税等+標準財政収入額(基準財政収入額に算入された税収入額を算入率75/100で割り返したもの)

2 資金不足比率について

(単位:千円)

会 計 名		令和3年度		令和2年度		差 引		
		資金不足 ・剰余額	事業の規模	資金不足 ・剰余額	事業の規模	資金不足 ・剰余額	事業の規模	
地方 適用 企業 法	事 宅 業 地 以 造 外 成	上水道事業会計	35,738,042	62,421,433	32,148,610	62,171,023	3,589,432	250,410
		工業用水道事業会計	34,418,515	10,505,032	32,237,132	10,495,858	2,181,383	9,174
		病院事業会計	2,816,459	36,873,148	1,488,721	35,407,397	1,327,738	1,465,751
		流域下水道事業会計	4,878,611	19,077,648	2,609,059	18,068,570	2,269,552	1,009,078
地方 非 適用 企業 法	事 宅 業 地 以 造 外 成	造成土地管理事業会計	92,458,502	630,172,339	89,376,759	538,013,368	3,081,743	92,158,971
		港湾整備事業	2,534,792	826,523	2,057,585	798,484	477,207	28,039
		工業団地整備事業	5,608,663	5,608,663	5,608,739	5,608,739	△ 76	△ 76
		土地区画整理事業	0	41,829,482	0	42,404,070	0	△ 574,588

参 考

1 健全化判断比率の算定式

(1) 実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率。

これは、一般会計等の赤字の程度を示す指標です。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・ 一般会計等の実質赤字額：一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額
- ・ 標準財政規模：地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額

(2) 連結実質赤字比率

公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率。

これは、公営企業会計を含む県の全会計を対象とした県全体の赤字の程度を示す指標です。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・ 連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額
 - イ 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
 - ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
 - ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
 - ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

(3) 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金などの標準財政規模を基本とした額に対する比率。

これは、一般会計等が負担する公債費だけでなく、公営企業債の償還金への繰出金も含めた実質的な公債費等がどの程度の財政負担となっているかを示す指標です。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{(地方債の元利償還金 + 準元利償還金) - (特定財源 + 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}{\text{(3か年平均) 標準財政規模 - 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}$$

- ・ 準元利償還金：イからホまでの合計額
 - イ 満期一括償還地方債について、償還期間を 30 年とする元金均等年賦償還とした場合における 1 年当たりの元金償還金相当額
 - ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ハ 組合等への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
 - ホ 一時借入金の利子

(4) 将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率。

これは、将来の財政を圧迫する程度を示す指標です。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}$$

- ・ 将来負担額：イからチまでの合計額
 - イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
 - ロ 債務負担行為に基づく支出予定額
 - ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
 - ニ 県が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる県からの負担等見込額
 - ホ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
 - へ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
 - ト 連結実質赤字額
 - チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
- ・ 充当可能基金額：イからへまでの償還額等に充てることのできる地方自治法第 241 条の基金

2 資金不足比率の算定式

(1) 資金不足比率

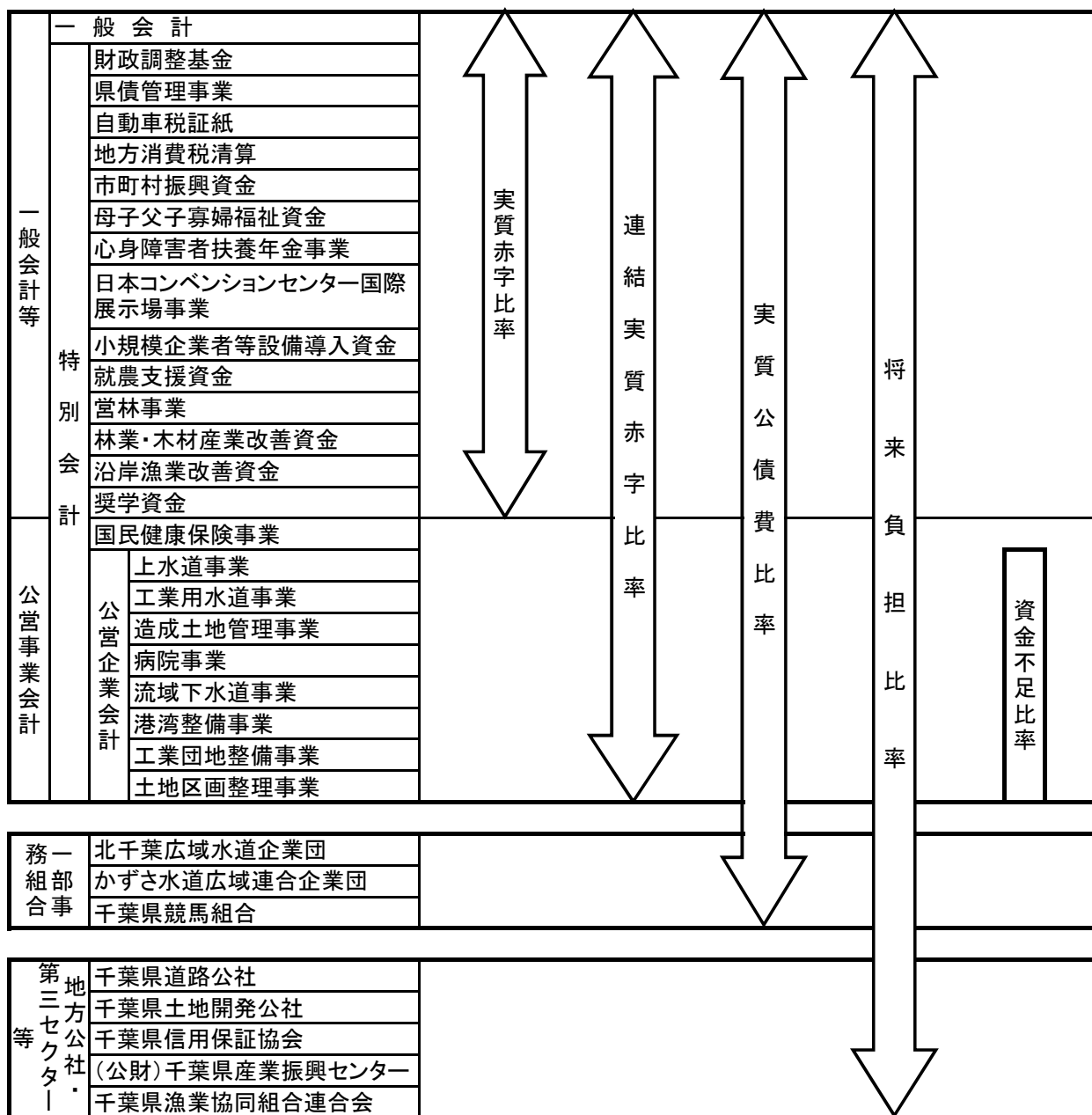
公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

- ・ 資金の不足額：
 - 資金の不足額（法適用企業）＝（流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産）－解消可能資金不足額
 - 資金の不足額（法非適用企業）＝（繰上充用額＋支払繰延額・事業繰越額＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高）－解消可能資金不足額
- ※ 解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額
- ※ 宅地造成事業を行う公営企業については、土地の評価に係る流動資産の算定等に関する特例がある。
- ・ 事業の規模：
 - 事業の規模（法適用企業）＝営業収益の額－受託工事収益の額
 - 事業の規模（法非適用企業）＝営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額
- ※ 宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模については、資本に相当する額及び負債に相当する額の合計額

3 健全化判断比率等の対象となる会計

健全化判断比率等の対象となる会計の範囲を図示すると、以下のとおりとなる。



※資金不足比率は、公営企業会計ごとに算定される。